(c)　「管理者」とは、改変された生物を直接又は間接に管理する者をいい、適当な場合には、国内法令によって決定するところに従い、特に、許可を受けた者、改変された生物を市場取引に付した者、開発者、生産者、通告をした者、輸出者、輸入者、運送者又は供給者を含むことができる。

(d)　「対応措置」とは、次のことを行うための合理的な行為をいう。

(i)　状況に応じ、損害を防止し、最小限にし、封じ込め、緩和し、又は他の方法で回避すること。

(ii)　次の優先順位によりとられる行為を通じて生物の多様性を復元すること。

a　損害が発生する前に存在した状態又はこれに相当する最も近い状態に生物の多様性を復元すること。

b　権限のある当局がaに定める復元が可能でないと決定する場合には、生物の多様性の喪失について、特に、同一の場所又は適当な場合にはこれに代替する場所において、同一又は他の目的で利用される生物の多様性の他の構成要素によって当該喪失を埋め合わせることにより、生物の多様性を復元すること。

3　「著しい」悪影響は、次のような要素に基づいて決定される。

(a)　合理的な期間内に自然に回復することがない変化として理解される長期的又は恒久的な変化

(b)　生物の多様性の構成要素に悪影響を及ぼす質的又は量的な変化の程度

(c)　生物の多様性の構成要素が財及びサービスを提供する能力の低下

(d)　人の健康に及ぼす悪影響（議定書の文脈におけるもの）の程度

第三条　適用範囲

1　この補足議定書は、国境を越える移動に起源を有する改変された生物から生ずる損害について適用する。当該改変された生物は、次のものとする。

(a)　食料若しくは飼料として直接利用し、又は加工することを目的とするもの

(b)　拡散防止措置の下での利用を目的とするもの

(c)　環境への意図的な導入を目的とするもの

2　この補足議定書は、意図的な国境を越える移動に関しては、1に定める改変された生物の認められた利用から生ずる損害について適用する。

3　この補足議定書は、議定書第十七条に規定する意図的でない国境を越える移動から生ずる損害及び議定書第二十五条に規定する不法な国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

4　この補足議定書は、改変された生物の国境を越える移動が自国の管轄内へ行われた締約国については、この補足議定書が当該締約国について効力を生じた後に開始した当該国境を越える移動から生ずる損害について適用する。

5　この補足議定書は、締約国の管轄の下にある区域において生じた損害について適用する。

6　締約国は、自国の管轄の下において生ずる損害に対処するために自国の国内法令に定める基準を用いることができる。

7　この補足議定書を実施する国内法令は、非締約国からの改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

第四条　因果関係

損害と問題となる改変された生物との間の因果関係は、国内法令に従って確定される。

第五条　対応措置

1　締約国は、損害が生ずる場合には、一又は二以上の適当な管理者に対し、権限のある当局の求めに応じて次のことを行うよう要求する。

(a)　権限のある当局に直ちに報告すること。

(b)　損害を評価すること。

(c)　適当な対応措置をとること。

2　権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　損害を引き起こした管理者を特定すること。

(b)　損害を評価すること。

(c)　管理者がとるべき対応措置を決定すること。

3　時宜を得た対応措置がとられない場合には損害が生ずる可能性が高いことを関連情報（利用可能な科学的な情報及びバイオセーフティに関する情報交換センターにおいて利用可能な情報を含む。）が示すときは、管理者は、当該損害を回避するために適当な対応措置をとることを要求される。

4　権限のある当局は、特に管理者が適当な対応措置をとることができなかった場合を含め、適当な対応措置をとることができる。

5　権限のある当局は、損害の評価及び4に規定する適当な対応措置の実施により生じ、又はこれらに付随する費用及び経費を管理者から回収する権利を有する。もっとも、締約国は、自国の国内法令において、管理者がそれらの費用及び経費を負担することを要求されない場合について定めることができる。

6　管理者に対し対応措置をとることを要求する権限のある当局の決定は、理由を示すべきである。当該決定は、当該管理者に通告すべきである。国内法令は、救済措置（当該決定の行政上又は司法上の見直しのための機会を含む。）について定める。権限のある当局は、また、国内法令に従い、利用可能な救済措置について当該管理者に通知する。当該救済措置の請求は、国内法令に別段の定めがある場合を除くほか、権限のある当局が適当な状況の下において対応措置をとることを妨げてはならない。

7　締約国は、この条の規定を実施するに当たり、権限のある当局が要求し、又はとる特定の対応措置を決定するため、適当な場合には、民事上の責任に関する自国の国内法令において対応措置について既に定められているか否かについて評価することができる。

8　対応措置については、国内法令に従って実施する。

第六条　免責

1　締約国は、自国の国内法令において、次の場合における免責について定めることができる。

(a)　天災又は不可抗力の場合

(b)　戦争又は国内争乱の場合

2　締約国は、自国の国内法令において、適当と認めるその他の場合における免責又は責任の緩和について定めることができる。

第七条　期限

締約国は、自国の国内法令において、次の事項について定めることができる。

(a)　相対的又は絶対的な期限（対応措置に関連する行為に係るものを含む。）

(b)　期限を適用する期間の開始

第八条　限度額

締約国は、自国の国内法令において、対応措置に関連する費用及び経費の回収に係る限度額について定めることができる。

第九条　求償の権利

この補足議定書は、管理者が他の者に対して有する求償又は補償についての権利を限定し、又は制限するものではない。

第十条　金銭上の保証

1　締約国は、自国の国内法令において金銭上の保証について定める権利を保持する。

2　締約国は、議定書前文の第九段落から第十一段落までの規定を考慮しつつ、国際法に基づく自国の権利及び義務に反しない方法で1に規定する権利を行使する。